（主要な管渠等）

第三条　下水道法施行令（以下「令」という。）第五条の二第一号及び第二号に規定する国土交通省令で定める主要な管渠は、下水排除面積が二十ヘクタール（その構造の大部分が開渠のものにあつては、十ヘクタール）以上の管渠とする。

２　令第五条の二第一号に規定する国土交通省令で定めるポンプ施設は、前項に規定する主要な管渠を補完するポンプ施設とする。

（権限の委任）

第二十三条　法に規定する国土交通大臣の権限のうち、第一号に掲げるものは地方整備局長に、第二号から第七号までに掲げるものは地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六号及び第七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第二条の二第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定により流域別下水道整備総合計画の届出を受理し、及び同条第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣に通知すること（二以上の地方整備局の管轄区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備局の管轄区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画に係る場合を除く。）。

二～七　（略）

様式第二（第四条関係）

（表紙）

（略）

（第１表）

（略）

（第２表）

（略）

（第３表）

（略）

備考

１　（略）

２　「主要な吐口」とは、令第５条の２第１号の吐口をいう。

３～５　（略）

（第４表）

（略）

（第５表）

（略）

（第６表）

（略）

（第７表）

（略）

備考

１　（略）

２　「主要な貯留施設」とは、令第５条の２第２号の貯留施設をいう。

３　（略）

（主要な管渠等）

第三条　下水道法施行令（以下「令」という。）第五条の二第二号及び第三号に規定する国土交通省令で定める主要な管渠は、下水排除面積が二十ヘクタール（その構造の大部分が開渠のものにあつては、十ヘクタール）以上の管渠とする。

２　令第五条の二第二号に規定する国土交通省令で定めるポンプ施設は、前項に規定する主要な管渠を補完するポンプ施設とする。

（権限の委任）

第二十三条　法に規定する国土交通大臣の権限のうち、第一号に掲げるものは地方整備局長に、第二号から第七号までに掲げるものは地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六号及び第七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第二条の二第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により流域別下水道整備総合計画について協議し、及び同条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣に協議すること（二以上の地方整備局の管轄区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備局の管轄区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画に係る場合を除く。）。

二～七　（略）

様式第二（第四条関係）

（表紙）

（略）

（第１表）

（略）

（第２表）

（略）

（第３表）

（略）

備考

１　（略）

２　「主要な吐口」とは、令第５条の２第２号の吐口をいう。

３～５　（略）

（第４表）

（略）

（第５表）

（略）

（第６表）

（略）

（第７表）

（略）

備考

１　（略）

２　「主要な貯留施設」とは、令第５条の２第２号の貯留施設をいう。

３　（略）

附　則

この省令は、令和四年八月二十日から施行する。